

令和7年8月27日会議提出議案一覧（8/20 送致予定）

- 議案第24号 令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第25号 令和7年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第26号 令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第27号 令和7年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第28号 鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第29号 鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第30号 鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 議案第31号 鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第32号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第33号 鳥羽市給水条例の一部改正について
- 議案第34号 鳥羽市公共下水道条例の一部改正について
- 議案第35号 令和6年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 認定第1号 令和6年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和6年度鳥羽市水道事業会計決算認定について
- 認定第3号 令和6年度鳥羽市下水道事業会計決算認定について
- 報告第3号 令和6年度鳥羽市健全化判断比率の報告について
- 報告第4号 令和6年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について
- 報告第5号 令和6年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 報告第6号 令和6年度鳥羽市下水道事業会計資金不足比率の報告について
- 報告第7号 一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告について

令和7年8月27日会議提出議案概要

議案第24号 令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第3号）

議案第25号 令和7年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第26号 令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第4号）

議案第27号 令和7年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第1号）

（別紙の補正予算の概要を参照）

議案第28号 鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

（総務課）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、所要の改正を行う。

<内容>

職員本人又は職員の配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合における情報提供、意向確認等にかかる規定を整備する。

◆施行期日 令和7年10月1日

議案第29号 鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

（総務課）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充を図るため、所要の改正を行う。

<内容>

部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加えて、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内の形態を設けるとし、職員はいずれかの形態を選択することができる規定を整備する。

部分休業制度の拡充（部分休業の取得パターンの多様化）

【現行】

2 h	
-----	--

1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

【改正後】

2 h	
-----	--

①1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと※第1号部分休業

2 h以上（1日単位で取得することも可）

②1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと※第2号部分休業

職員は①②のいずれかを選択して取得可能

◆施行期日 令和7年10月1日

議案第 30 号 鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について

(税務課)

半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

<内容>

「同条例第 1 条第 1 項第 2 号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の総務省令で定める事業」を対象事業から削除する。

◆施行期日 公布の日

議案第 31 号 鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(健康福祉課)

岩倉老人憩の家を廃止したく、所要の改正を行う。

<内容>

別表から岩倉老人憩の家を削る。

◆施行期日 公布の日

議案第 32 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

(健康福祉課)

災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議する合議制の審議会を設置するため、所要の改正を行う。

<内容>

鳥羽市災害弔慰金等支給審査委員会の設置にかかる規定を整備する。なお、委員報酬にかかる規定については附則にて一部改正する。

◆施行期日 公布の日

議案第 33 号 鳥羽市給水条例の一部改正について

(水道課)

災害等において、他の市町村長又は他の市町村長が指定した工事事業者による工事実施を可能にするため、所要の改正を行う。

<内容>

災害等において、地元の給水装置工事事業者の確保が困難な場合、他の市町村長又は他の市町村長が指定した工事事業者による工事実施を可能とする規定を整備する。

◆施行期日 公布の日

議案第34号 鳥羽市公共下水道条例の一部改正について

(水道課)

災害等において、他の市町村長が指定した工事事業者による工事実施を可能にするため、所要の改正を行う。

<内容>

災害等において、地元の下水道排水設備指定工事事業者の確保が困難な場合、他の市町村長が指定した工事事業者による工事実施を可能とする規定を整備する。

◆施行期日 公布の日

議案第35号 令和6年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(水道課)

令和6年度に生じた利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求める。

<内容>

令和6年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金3億1,342万9,630円のうち5,743万650円を減債積立金に、4,000万円を建設改良積立金に積み立て、2億1,599万8,980円を自己資本金に組み入れる。

認定第1号 令和6年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

(企画財政課)

令和6年度における本市の一般会計及び特別会計の決算について監査委員の審査に付したので、その意見を付けて議会の承認を求める。

(単位：千円)

会計区分		歳入	歳出	翌年度繰越財源	実質収支
一般会計		13,906,642	13,318,460	2,360	585,822
特別会計	国民健康保険事業	2,617,354	2,564,933		52,421
	介護保険事業	2,901,744	2,769,986		131,758
	定期航路事業	1,076,446	1,076,445		1
	後期高齢者医療	632,055	625,943		6,112
合計（一般＋特別）		21,134,241	20,355,767	2,360	776,114

認定第 2 号 令和6年度鳥羽市水道事業会計決算認定について
(水道課)

(1) 収益的収入及び支出 (単位：千円)

収入決算額	1,205,816
支出決算額	1,071,561
差 引	134,255
当年度純利益	97,431 (損益計算書より)

(2) 資本的収入及び支出

収入決算額	289,749
支出決算額	648,526
差 引	△358,777

<補てん財源>

当年度分消費税及び地方

消費税資本的収支調整額 36,284

過年度分損益勘定留保資金 106,494

減債積立金 174,366

建設改良積立金 41,633

認定第 3 号 令和6年度鳥羽市下水道事業会計決算認定について
(水道課)

(1) 収益的収入及び支出 (単位：千円)

収入決算額	162,483
支出決算額	163,251
差 引	△768
当年度純損失	2,017 (損益計算書より)

(2) 資本的収入及び支出

収入決算額	27,322
支出決算額	50,447
差 引	△23,125

<補てん財源>

引継金 18,750

当年度分消費税及び地方

消費税資本的収支調整額	1,249
当年度分損益勘定留保資金	3,126

報告第 3 号 令和6年度鳥羽市健全化判断比率の報告について
(企画財政課)

- ・実質赤字比率 ー% (黒字のため)
- ・連結実質赤字比率 ー% (黒字のため)
- ・実質公債費比率 7.8%
- ・将来負担比率 ー%

報告第 4 号 令和6年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について
(定期船課)

ー % (資金不足額が生じないため)

報告第 5 号 令和6年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について
(水道課)

ー % (資金不足額が生じないため)

報告第 6 号 令和6年度鳥羽市下水道事業会計資金不足比率の報告について
(水道課)

ー % (資金不足額が生じないため)

報告第 7 号 一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告について
(別紙の各予算書・決算書を参照)